

2025年2月21日

契約代理店様各位

【羽田空港】爆発物検査サービスご利用時における貨物搬入方法について

平素よりANAグループをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件、爆発物検査サービスをご利用される契約代理店様におかれましては、爆発物検査機器利用依頼書の受付場所を下記の通りといたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 適用開始日

2025年3月1日（土）

2. 運用方法

E4S 一般顧客カウンターへ爆発物検査機器利用依頼書をご提出いただき、弊社にて安全確認をおこないます。安全確認完了後、E4N および E4C 貨物カウンターへ貨物および貨物受渡表・特定貨物確認書をご搬入ください。

【爆発物検査機器利用依頼書提出先】

SOUTHエリア詳細



今後とも輸送品質ならびにサービス向上に努めてまいりますので、引き続き弊社便をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以上